

運営規定

(事業の目的)

第1条 この事業者が行う居宅介護支援の事業は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が指定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
- (3) 事業の実施にあたっては、市町村、老人介護支援センター、他指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

(事業者の名称及び所在地)

第3条 この事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 おうよう園介護相談センター
- (2) 所在地 弘前市大字山崎三丁目6-1

(職員の職種及び職務内容)

第4条 この事業者には勤務する職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、事業者の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに法令的に規定されている居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (2) 介護支援専門員
介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、利用者の自立を目指した適切な居宅サービス計画を作成を行い、サービス提供できるよう努めるものとし、また指定居宅サービス事業所との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日

- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) 電話等により 24 時間常時受付等は可能な状態とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条の規定する事業所内の相談室その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 使用する課題分析表の種類 全社協方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条の規定する事業者内の相談室その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回ほか必要に応じて訪問する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 1. 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法廷代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとする。

2. 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護の支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から 片道 50 キロメートル未満 1,000 円
- (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から 片道 50 キロメートル以上 2,000 円
- (3) 前項の交通費の支払いを受けるに当たってはあらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施内容)

第8条 通常の事業の実施地域は、津軽広域連合の区域である弘前市・平川市・黒石市・南津軽郡・中津軽郡とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 1. 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画書に位置付け指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業所は、自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに

関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4. 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 1. 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第11条 1. 事業所はサービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2. 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。

3. 身体拘束などの適正化の為の指針を整備する。

4. 従業者に対し身体拘束適正化の為の研修を定期的実施し周知を図る事とする。

(業務継続計画（BCP）の策定に関する事項)

第12条 1. 事業者は、感染症や非常災害などの発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業者は従業者に対し業務継続計画について説明・周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業所は定期的業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密の保持について)

第13条 1. 管理者及び従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 事業者は、従業者でなくなった後においても利用者又はそのかぞくの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。

(その他運営についての留意事項)

第14条 1. 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内での内部研修へ参加する機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

2. この規定に定めるもののほか、この事業者の運営に関する事項はおうよう園介護相談センターと事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、2018年 3月1日から施行する。

この規定は、2019年10月1日から施行する。

この規定は、2024年 4月1日から施行する。(制度改定に伴う)